

外来生物法制定前後の背景

生物多様性条約 第8条
「締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」
(平成5(1993)年6月締結)

国外の動き

国内の動き

生物多様性条約第5回締約国会議
外来種に関する中間指針原則を決議
(平成12(2000)年5月：ナイロビ)

総合規制改革会議
「規制改革の推進に関する1次答申」
(平成13(2001)年12月)

生物多様性条約第6回締約国会議
外来種に関する指針原則を決議
(平成14(2002)年4月：ハーグ)

新・生物多様性国家戦略の決定
第3の危機としての移入種問題
(平成14(2002)年3月)

鳥獣保護法(平成14(2002)年)、
カルタヘナ法及び種の保存法(平成
15(2003)年)の法案採択において、
移入種対策制度を求める附帯決議を
採択

「移入種対策に関する措置の在り方について」中央
環境審議会に諮問し、野生生物部会に「移入種対策
小委員会」を設置(平成15(2003)年1月)

規制改革推進3ヵ年計画(再改革)
外来種問題について制度の構築に向
け検討を進めるべき
(平成15(2003)年3月)

「移入種対策に関する措置の在り方について」
中央環境審議会答申(平成15(2003)年12月)

生物多様性条約第7回締約国会議
(平成16(2004)年2月：クアラルンブ
ール)

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止
に関する法律案」国会提出(平成16(2004)年3月)

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止
に関する法律案」成立 / 衆・環境委付帯決議
(平成16(2004)年5月)
(平成16(2004)年6月2日公布)